

第 15 節 広告目的で行う複製

第 3 節から第 7 節まで、第 13 節又は第 14 節に該当する複製利用のうち、著作物を広告に利用する目的（以下本節において「広告目的」という。）で複製する場合の使用料は、委託者が額を指定するときは、その金額に消費税相当額を加算した額とする。

（広告目的で行う複製の備考）

- ① 広告目的で行う複製とは、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態、企業内容、企業イメージ等を広告主が必要とする間、広く一般に知らしめるため、広告主の発意により制作する広告、広報、又は意見広告等に利用することを目的として、著作物を複製することをいい、コマーシャル送信用録音を含むものとする。
- ② コマーシャル送信用録音とは、①のうち、放送、有線放送又はインタラクティブ配信において使用することを目的として、著作物を複製することをいう。
- ③ 広告目的で行う複製において、委託者が使用料の額を指定しないときは、第 3 節から第 7 節まで、第 13 節又は第 14 節のうち、それぞれ該当する節の規定によるものとする。この場合において、コマーシャル送信用録音は、第 7 節（映像を伴わない場合は第 5 節）の規定によるものとする。